

都市農地の贈与税・相続税納税猶予制度の拡充について

都市農業は、単に農産物を生産するだけでなく、防災空間の確保など多様な機能を担っており、とりわけ都市部においては、都市の安全性や環境の質を支える重要な役割を果たしている。

昭和 60 年代から三大都市圏を中心として地価が高騰する中、宅地供給需要に対応するため、平成 3 年以降、三大都市圏の市街化区域内の農地は「宅地化する農地」と「保全する農地」に区分され、宅地化が促進されてきた。しかし、東日本大震災を契機とした防災意識の向上による避難場所としての役割への期待など、都市農地の保全を求める機運が高まり、平成 27 年には、都市農業の安定的な継続と良好な都市環境の形成を目的として、「都市農業振興基本法」が制定され、これを受けて策定された「都市農業振興基本計画」では、都市農地は都市に「あるべきもの」へと位置づけが大きく転換された。

しかしながら、都市農業においては、市街化が進展する街区の中に点在する狭小農地で生産が行われており、畜舎や作業時の移動効率を考慮して設置する倉庫、休憩施設といった農業用施設が営農の要となっているにもかかわらず、これらの農業用施設や、世界農業遺産に認定されている武蔵野地域の落ち葉堆肥農法に欠かせない平地林など、農地と一体となって活用されている施設及び土地については、贈与税・相続税納税猶予制度の対象外となっており、農業者の農業意欲ややりがいの低下、納税のため農地転用を伴う売却等による農地の減少につながっている。

また、市民農園、学校や福祉法人が生徒等の農業の実践の場とし

て農地を借り受けて開設する学童農園及び福祉農園は、農地所有者が農地を貸し付けることで、農地管理の負担を軽減するとともに、市民の農業への理解促進や健康増進、生きがいづくり、地域交流等の貴重な場となっているが、市街化調整区域において農地の貸し付けにより開設したこれらの農園は、贈与税・相続税納税猶予制度の対象外であることから、新規開設の支障となっており、所有者の農地管理への負担から、結果として、農業の継続を断念し、耕作放棄地の発生や他用途への転用など、貴重な農地の減少につながっている。

このような都市農業を守る方向性は国と地方で共有されているものの、「農業経営の継承」と「農地の有効活用」の両面において現行制度では不十分な点も残されている。

そこで、都市農業を守り、その多様な機能を持続させ、農地と宅地が共存する良好な都市環境を保つため、次の事項について要望する。

- 1 畜舎、農業用倉庫や農作業休憩施設等の農地と一体となって活用される施設及び土地を、個人版事業承継税制ではなく、農業承継の実態に即した贈与税・相続税納税猶予の対象とする制度へと拡充すること。
- 2 市街化調整区域で貸し付けにより開設した市民農園、学童農園及び福祉農園の農地を、贈与税・相続税納税猶予の対象とする制度へと拡充すること。

令和8年5月15日

農林水産大臣 鈴木 憲和 様

九都県市首脳会議

座長	相模原市長	本村賢太郎
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	山中竹春
	川崎市長	福田紀彦
	千葉市長	神谷俊一
	さいたま市長	清水勇人